津島市介護保険住宅改修費の受領委任払に係る事務取扱要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく住宅改修費等の支給を受ける居宅要介護被保険者等の一時的な経済的負担を軽減するため、住宅改修費等の受領委任払の実施及び事業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「居宅要介護被保険者等」とは、法第41条に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 「住宅改修費等」とは、法第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (3) 「事業者」とは、居宅要介護被保険者等の住宅改修を施工する者をいう。
- (4) 「受領委任払」とは、被保険者等が住宅改修費等のうち、自己負担分を事業者に支払い、事業者が被保険者等の委任を受けて、津島市から住宅改修費等の支払いを受ける方法をいう。

(受領委任の対象者)

- 第3条 前項の規定による受領委任払は居宅要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する場合は行わない。
- (1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた住宅改修費等であるとき
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき
- (3) 法第67条第1項又は同法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けている とき
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき (事業者の登録)
- 第4条 受領委任払により住宅改修費等の支払を受けようとする事業者は、あらかじめ、 介護保険住宅改修費の受領委任払についての承諾書(様式第1)及び業務概要等届出書 (様式第2)により市長に届け出て、登録を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により、受領委任払取扱事業者(以下「登録事業者」という。) として登録を行ったときは、登録通知書により当該登録事業者にその旨を通知するもの とする。

(変更の届出等)

- 第5条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。
- 2 登録事業者は、住宅改修の事業を廃止、休止、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに廃止・休止・再開・辞退届出書により市長に届け出なければならない。

(事業者の登録の取消)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。
- (1) 居宅要介護被保険者等の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払制度の利用を拒否した場合
- (2) この告示に定める所定の手続きを行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (4) 不正手段により第4条の登録を受けた場合又は住宅改修費等の請求を行った場合
- (5) その他、市長が登録の取消について必要と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、取消通知書により当該取消を受けた登録事業者に通知するものとする。

(事前承認の申請)

- 第7条 受領委任払により住宅改修費等の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、 あらかじめ、当該受領委任払に係る登録事業者の同意を得て、介護保険居宅介護(介護 予防)住宅改修費事前承認申請書(受領委任払用)(様式第3)に次に掲げる書類を添 付して、市長に提出しなければならない。ただし、入院又は入所している居宅要介護被 保険者等が、退院後又は退所後に当該住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に 着工する必要がある場合等やむを得ない事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (1) 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書
- (2) 工事費見積書及び選定業者選定理由書
- (3) 住宅改修箇所見取図
- (4) 住宅改修施工前の写真(日付入り)
- (5) 改修しようとする住宅の所有者が当該被保険者等でない場合は、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾する旨を記載した書面
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに審査し、承認の可否を介護 保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給承認(不承認)決定通知書(様式第4)によ り当該居宅要介護被保険者等に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認の決定をした後、改修工事の完了までの間に、当該居宅要介護 被保険者等が第3条の対象者に該当しなくなった場合は、当該承認の決定は、その効力 を失う。

(住宅改修費等の請求)

- 第8条 第7条に規定する承認を受けた居宅要介護被保険者等は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書・委任状(受領委任払用)(様式第5)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 工事費内訳書
- (2) 住宅改修に要した費用に係る領収証(居宅要介護被保険者等の負担部分に限る。)
- (3) 住宅改修施工後の写真(日付入り)

- (4) 住宅改修に係る総費用額明細書兼確認書
- (5) 第7条第1項ただし書の規定により同項に規定する承認申請をしない場合は、同項第 1号、第4号及び第5号に掲げる書類

(委任等)

第9条 第7条及び第8条の場合において、工事を行った登録事業者は、居宅要介護被保 険者等からの委任を受けた時は書類提出の代行を行うことができる。

(支給の決定及び支払)

- 第10条 市長は、第8条の規定により申請があったときは、速やかに審査し、住宅改修費等の支給の可否を介護保険受領委任払支給(不支給)決定通知書(様式第6)により当該事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により住宅改修費等の支給を決定した時は、住宅改修費等を登録 事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(報告)

第11条 市長は、住宅改修費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し、住宅改修にかかる事項について報告を求めることができる。

(返環)

第12条 市長は、登録事業者が受領委任払によって不正に住宅改修費等を受給したことを 確認したときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費等の受領委任払に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。